

事業継続力強化支援計画（概要版）

実施者名	富士商工会議所・富士市商工会・富士市
実施期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
目 標	<p>富士市地域防災計画や富士市新型インフルエンザ等の対策行動計画に基づき、市内事業者に対する事前防災や事後の早急な対応・復旧等の対策について、市・商工会議所・商工会が一体となって取り組む。</p> <p>特に、小規模事業者に対して、事業活動の中断を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 復旧支援策を行うための連携体制の強化 2. 管内小規模事業者等へBCPの必要性の周知と策定支援の強化 3. 経営指導員のBCP策定支援に関する知識・スキルの向上 4. 新しい働き方の仕組みづくりの構築
事業内容	<p>< 1. 事前の対策 ></p> <p>当市の地域防災計画、及び国土強靱化地域計画に基づき、本計画との整合性を図り、災害時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。</p> <p>1) 小規模事業者に対する災害リスク、及び新型インフルエンザ等感染症リスクの周知・啓発</p> <p>管内小規模事業者に対するBCPの必要性について普及・啓発を目的として、下記の取組を行う。</p> <p>ア. 経営指導員等によるリスクの周知・啓発</p> <p>イ. 広報ツールによるリスクの周知・啓発</p> <p>ウ. 事業者BCPの策定支援</p> <p>エ. BCP・感染症対策セミナーの実施</p> <p>2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画の作成</p> <p>・商工会議所では、「富士商工会議所 災害時対応・事業継続計画」を平成26年4月に策定済。感染症対策と新たな自然災害等による被害予測を加味し、改定を行う。</p> <p>・商工会では、「富士市商工会 事業継続計画」を令和2年11月に策定。</p> <p>3) 関係団体等との連携</p> <p>セミナー、個別相談会、専門家派遣の実施にあたり、東京海上日動火災保険㈱や静岡県BCPコンサルティング協同組合などの協力を得ながら支援を行う。</p> <p>4) フォローアップ</p> <p>①小規模事業者のBCP策定の進捗について、経営指導員が巡回や窓口等で確認し必要な場合には専門家を交えるなどしてフォローを行う。</p> <p>②会員を対象として実施予定のアンケート調査の中に、BCPに関する項目を設け、取組状況や策定状況等の把握に努める。</p> <p>③セミナーを受講した小規模事業者の事業者BCPの取組状況の確認を行う。</p>

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ①市・商工会議所・商工会の連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②防災の日に合わせて防災訓練を実施しているが、避難誘導・初期消火・応急手当等に加え、自宅等からグループウェアにアクセスした安否確認訓練を行う。
- ③感染症等の影響による職員減少に備えたクロストレーニングを行う。

< 2. 発災後の対策 >

1) 応急対応の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否確認、及び業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を確認し、市・商工会議所・商工会で共有する。

2) 応急対策の方針決定

安否確認や被害状況等を把握・共有した後、その被害状況に応じて、市・商工会議所・商工会の3者で実施する応急対策の方針等を決定する。

3) 被害状況の確認・把握方法

- ・商工会議所では、管内全域をカバーする商工振興委員を95名配置している。災害発生時には管内の被害状況等について商工振興委員を通じて情報収集を行う。
- ・商工会では、鷹岡地区と富士川地区に理事役員が24名いる。災害発生時には理事役員と職員が地区内の企業や周辺の被害状況の情報収集を行い、市、並びに商工会議所との間で共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①発災時（新型インフルエンザ等感染症においては、感染拡大時）に管内小規模事業者の被害状況の把握・報告と事業継続・復興に向けた迅速かつ積極的な対応が図られるよう、指揮命令系統と連絡体制の整備を行う。
- ②二次被害を防止するため、被災地での活動の有無や実施体制、内容等について事前の想定を行う。
- ③市・商工会議所・商工会は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、整備、商品等）の算定方法について、あらかじめ3者で確認しておく。
- ④市・商工会議所・商工会が収集・共有した情報を指定の方法で静岡県へ報告する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①国の動向や静岡県の方針等を確認しながら、市と調整のもと小規模事業者の相談・支援を最優先とした特別相談窓口を、安全性が確保された場所に設置する。
- ②管内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ③緊急対策としての国・県・市の経営支援施策の周知、及び申請等の個

別支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

① 静岡県の方針に従って、復旧・復興の方針を定め、被災した小規模事業者に対する支援を行う。

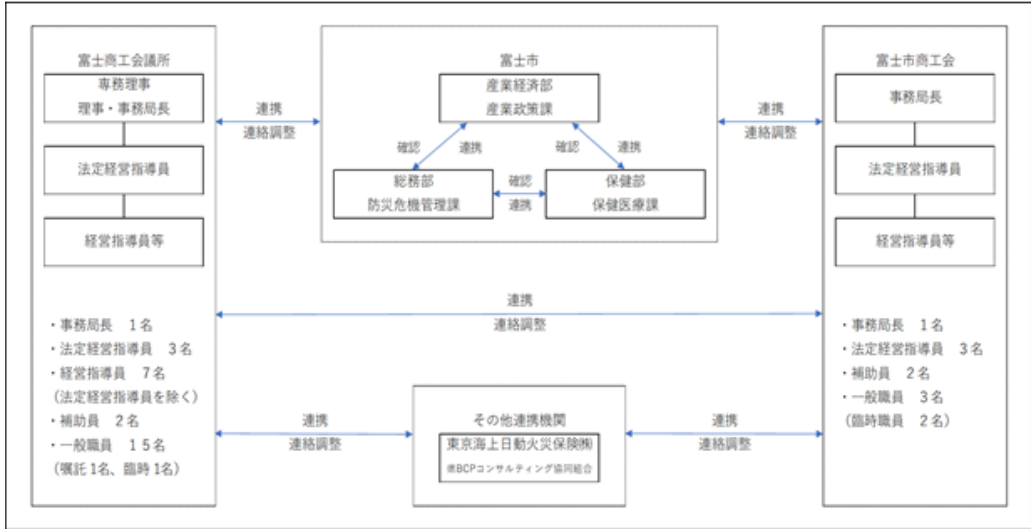
② 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを日本商工会議所や全国商工会連合会、静岡県等に相談する。

③ 商工会議所・商工会の会報やホームページ等により、継続的に公的制度に関する情報、感染症拡大のときは感染予防・対策に関する情報等を発信する。

< 6. 感染症等への対応 >

新型インフルエンザ等感染症が拡大することで、社会生活や企業活動に多大な影響を及ぼす事態が想定される。こうした感染症等が発生、流行するケースも想定しBCPを策定するよう指導する。

実施体制



連絡先

○富士商工会議所 中小企業相談所 経営相談課
〒417-8632 静岡県富士市瓜島町 82 番地
TEL : 0545-52-0995 FAX : 0545-52-9796
E-mail : key@fuji-cci.or.jp

○富士市商工会 (本所・鷹岡事務所)
〒419-0203 静岡県富士市鷹岡本町 6 番 3 号
TEL : 0545-71-2358 FAX : 0545-71-9920
E-mail : info@fuji-s.or.jp

○富士市 産業経済部 産業政策課
〒417-8601 静岡県富士市永田町 1 丁目 100 番地
TEL : 0545-55-2952 FAX : 0545-51-1997
E-mail : sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp